

## 3月の税務カレンダー

- ☆平成26年分所得税の確定申告・・・3月16日まで
- ☆平成26年分贈与税の申告・・・3月16日まで
- ☆個人の県民税・市町村民税・事業税の申告・・・3月16日まで
- ☆個人事業者の26年分消費税の確定申告・・・3月31日まで
- ☆2月分源泉所得税住民税の納税・・・3/10
- ☆平成27年1月決算法人の確定申告
- ☆7月決算法人の中間申告(法人・消費)



## 【税務耳より情報】

### 「国外財産調書制度のお知らせ」について

平成26年1月から、居住者の方で、その年の12月31日において、5000万円を超える国外財産を有する方は、「国外財産調書」を翌年の3月15日までに提出しなければなりません。国外財産の価額は、その年の12月31日の時価で、円換算は、同日の為替相場によることとされています。この国外財産調書を提出期限内までに提出しなかった場合には、その国外財産に関して所得税の申告漏れが生じたときには、過少申告加算税等が5%加重されます。

\*詳細は担当者にご相談ください。

## 《ちょっとランチタイム》

レストラン アミュゼ 熊谷市上川上 513-1  
電話番号 048-526-1771 <http://amusez.jp>

お店は、17号バイパス上り線之上の交差点近くにありま。ランチタイムには、本格的なフレンチが、かなりお得な値段(ランチCコース税込 2,500円)で頂けます。コースは、前菜・スープ・パスタ・お魚料理・お肉料理・デザート・飲み物、パン2種類。パンは、お代わりが出来ます。パスタ・魚・お肉料理は、普通のコースより小ぶりの量です。美味しいものを少量食べたい女性は、このコースを選んでいきます。普通の量のフルコースを選ぶ場合には、3,200円のおすすめコースもあります。写真は、前菜です。お店は、17号バイパスから見えづらいところにありますが、いつも女性客でいっぱい。いつも満席ですので、予約が必要です。



## 《社労士法人よりお知らせ》

### 厚生年金保険の適用促進対策について

平成27年1月14日厚生労働省より、厚生年金保険の適用促進対策について発表がありました。

法人登記情報の活用により把握した適用調査対象事業所に対する加入指導等に集中的に取り組む。また国税庁からの情報提供により稼働実態が確認された適用調査対象事業所については、3年間で集中的に加入指導等に取り組む。とされています。

加入についてお尋ねが来た場合、会計担当者へご連絡下さい。

### パートタイム労働法が変わります

平成27年4月1日から、パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

主な改正のポイントは次の通りです。

### ①パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- ・正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- ・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない

### ②パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- ・パートタイム労働者を雇い入れた時は、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない。

### ③パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

- ・雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる。

\*詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

## 【職員紹介】 熊谷事務所 1課 飯嶋 直人

☆ 誕生日 2月13日 ☆ みずがめ座 ☆ O型

☆ ストレス解消法 洗車、お酒

地域の中小企業の方々のお役に立つことをモットーに日々の業務に励んでおります。しかし毎日慌ただしく追われてしまうことも多いので、天気の良い休みには洗車をして気分をスッキリさせ健康的にストレス解消を図るよう心掛けています。お酒も大好きなのですが年齢を重ねてきますと、いろいろ数値が高くなってきてしまい気を付けねば・・・と思うこの頃。様々な問題・課題が山積ですが、モットーの実現をより図れるよう一歩ずつ成長していければと考えております。

どうぞよろしくお願ひ致します。